

## 第 8 2 号議案

埼玉中部資源循環組合の規約変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、埼玉中部資源循環組合規約の一部を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

埼玉中部資源循環組合規約の一部を変更する規約

埼玉中部資源循環組合規約（平成 2 7 年県指令地政第 3 0 6 号）の一部を次のように変更する。

本則に次の 1 条を加える。

（事務の承継等）

第 1 7 条 組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の調製、審査及び認定については、構成団体の協議により定める。

附 則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

令和元年 1 2 月 1 1 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

埼玉中部資源循環組合が解散した場合における事務の承継、決算の調製等に関する規定の整備を行うため、同組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、この案を提出するものである。